

岐阜大学教育学部附属小中学校同窓会 規約

- 第1条（名称） 本会は、岐阜大学教育学部附属小中学校同窓会と称する。
- 第2条（目的） 本会は、会員相互の親睦を図り併せて岐阜大学教育学部附属小中学校の発展に寄与すること及び学校活動の支援を目的とする。
- 第3条（事業） 前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
1. 各年度 岐阜大学教育学部附属学校同総会総会の運営
 2. 各年度 岐阜大学教育学部附属学校同総会費の決算報告
 3. 岐阜大学教育学部附属学校生の学校活動などの支援
 4. 卒業生を対象とする懇親会の運営
 5. 新成人を祝う会の運営
 6. その他必要と認められること
- 本規約に取決めのない事項が生じた場合は、総会・役員会の協議により決定する。
- 第4条（組織） 本会は次の会員を以て組織する。
- 正会員
岐阜大学教育学部附属小中学校を卒業し、入会金を納めた者
岐阜大学教育学部附属小中学校に在籍し、入会金を納めた者
 - 特別会員
岐阜大学教育学部附属小中学校の現職員及び旧職員（入会金は不要とする）
- 第5条（役員） 本会は次の役員をおく。
- | | | |
|-------|-----|-------------------------------------|
| 顧問 | 若干名 | 岐阜大学教育学部附属学校長・副校長 |
| 〃 | 1名 | 役員会に於いて会員中より選出する。 |
| 会長 | 1名 | 役員会に於いて会員中より選出する。 |
| 副会長 | 若干名 | 役員会に於いて会員中より選出する。 |
| 会計 | 若干名 | 役員会に於いて会員中より選出する。 |
| 監査 | 若干名 | 役員会に於いて会員中より選出する。 |
| 事務局長 | 1名 | 役員会に於いて会員中より選出する。 |
| 事務局次長 | 若干名 | 役員会に於いて会員中より選出、
及び岐阜大学教育学部附属学校教頭 |
- 第6条（役員の任務） 役員の任務は、次の通りとする。
- 会長は、会務を総括し、役員会を招集し、その議長となる。
- 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は代行する。
- 会長・副会長は、会務の企画並びに実施に関することを行う。
- 会計は、会計事務を処理する。
- 会計監査は、会計事務を監査する。
- 顧問は、会長の諮問にこたえる。
- 事務局長は、同窓会の各事業の運営に関することを行う。
- 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故ある時は代行する。

- 第7条（役員の任期） 役員の任期は2年とする。但し再選を妨げない。
補欠のため選出された役員の任期は、前任者の任期とする。
- 第8条（役員会） 本会の目的を達成するために必要に応じ役員会を開く。
- 第9条（総会・懇親会） 総会は以下の通りとする。
1. 総会は毎年開催し、会長が必要と認めた場合は臨時総会を開くことができる。
2. 総会は同窓会の最高決定機関とする。
3. 総会の議長は、会長が執り行う。
4. 総会の開催準備・運営は、役員にてこれを行う。
5. 総会は次のことを行う。
 (1) 活動報告及び会計報告
 (2) 事業計画及び予算案の審議
 (3) 学校活動への支援金の決済など、その他必要と思われること。
6. 当面の間、総会は役員会を以てこれを兼ねることが出来る。
卒業生懇親会は以下の通りとする。
1. 懇親会は毎年開催し、当該年度45歳を迎える学年が幹事学年を担当する。
2. 懇親会は学校及び本会の活動理解、卒業生の親睦を深める事を目的とする。
3. 本会に未加入の卒業生に対して会の加入を促す場とする。
- 第10条（入会金） 正会員は、入会の際、終身会費3,000円を納めるものとする。
在校生については卒業時点で徴収し、卒業生については随時受付する。
特別会員は自動入会とし、会費は発生しない。
退会に際しては、いかなる事由であっても返金は認めないものとする。
- 第11条（会費使途） 第2条の目的を達成する為、役員会の承認を以って使途を決定する。
- 第12条（活動費） 本会の活動費は、会費・広告協賛金などを以て充てる。
- 第13条（会計） 会計年度は、毎年4月1日より始まり翌年3月31日で終わる。
- 第14条（同窓会事務局） 本会は、事務局を岐阜大学教育学部附属小中学校内に置く。

附 則

本規約は平成31年2月1日より実施する。

第14条附則 事務局の構成は次の通りとし、交代がある場合には役員会において選出する。

事務局長 1名 当該年度46歳となる会員、または本会の会員。

事務局次長 若干名 当該年度45歳となる会員、または本会の会員。

及び岐阜大学教育学部附属学校教頭。

事務局委員 若干名 当該年度45歳となる会員、または本会の会員。

事務局は卒業生懇親会・新成人を祝う会の運営委員を、会員から任命することが出来る。

運営委員は事務局の指示に従い、準備・運営を行わなければならない。